

京 都 労 働 局
平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日
午 前 1 0 時 発 表

担 当	京都労働局労働基準部賃金室 賃 金 室 長 吉田秀樹 賃 金 指 導 官 高橋重夫 電話075-241-3215
--------	---

京都府特定（産業別）最低賃金額の発効について

京都府特定（産業別）最低賃金のうち、印刷業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の4業種について、平成22年11月18日に改正決定したところですが、その効力が平成22年12月18日から発効します。

また、各種商品小売業最低賃金についても、平成22年12月7日に改正決定し、同日付けで官報公示され、平成23年1月6日から発効します。

京都労働局では、先に発効した京都府最低賃金と併せて、京都府特定（産業別）最低賃金の改正についても、ポスター、リーフレット等により京都府内自治体をはじめ、各商工会議所・商工会、事業主団体等に対し周知・広報を行うこととしています。

記

- 1 京都府特定（産業別）最低賃金の下記の5業種について改正決定が行われ、平成22年12月18日及び平成23年1月6日から発効となります。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	最低賃金額	発効日
印刷業最低賃金	時間額	765円	平成22年12月18日
金属製品製造業最低賃金	時間額	824円	平成22年12月18日
電気機械器具製造業最低賃金	時間額	820円	平成22年12月18日
輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	830円	平成22年12月18日
各種商品小売業最低賃金	時間額	772円	平成23年1月6日

2 今回、下記の3業種については、京都府特定（産業別）最低賃金の改正に関する関係労使からの申出の提出がなく、改正されていません。

なお、自動車小売業最低賃金については、京都府最低賃金（1）が改正され、自動車小売業最低賃金額を上回ったため、平成22年10月17日から京都府最低賃金の749円が適用されることになりました。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	現行金額	発効日
はん用・生産用・業務用機械器具製造業最低賃金	時間額	822円	平成20年12月21日
自動車（新車）小売業最低賃金	時間額	750円	平成13年12月20日
	2日額	6,007円	
自動車小売業最低賃金	時間額	749円	平成22年10月17日から京都府最低賃金が適用されています。

1 京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、平成22年10月17日から時間額749円となっています。

2 日額表示については、次期改定時に合わせて時間額単独へ切り換える予定です。